

後折々濃茶を被召上。是は三平または孫三郎杯濃茶をたて指上、少々被召上。その御残は玄蕃へ爲給候やうにと御意にて、則三平・孫三郎杯、玄蕃罷在候所へ持參致しける。又伽羅折々御聞被遊、その御すがりを玄蕃杯へ爲聞可申旨御意にて、爲御聞被成たり。又幸若丸左衛門・同小三郎とて父子共、御在國之時分は小松に罷在、大形毎夜御夜詰相濟、御寝間御床へ被爲入候へば、御次の縁側へ罷出で、舞を一番宛仕退出す。此儀は御夜詰の内に、今夜は何を可被仰付哉と、孫三郎杯窺ひ相極め申ける。御機嫌宜敷時分は御前にも御唄被遊。玄蕃儀舞承度時分は相残り、表御居間の縁側に罷在承ける。對馬、因幡杯は遠慮致し候哉、右の邊に罷在承候事は相見ぬ不申候。又小松に被成御座節、毎度初鮭の時分は料理被仰付、對馬、因幡、玄蕃其の外御用相勤候人持頭分、或は御用に付在合ける者共へ被下、誰が多く給候哉見て參候様にと御意にて、御近習に罷在候奥小將共罷越、其様子申上ると。今按ずるに、津田玄蕃の小松にて出頭し、前田對馬、奥村因幡も難及こと、かの幸若の舞を見物する事などにも知られけり。前顯傳話の外にも、元

祖玄蕃が傳話共種々あれど今悉く不載之。
○寺西若狹舊邸
 津田玄蕃邸地の東隣なり。延實の金澤圖に、寺西若狹前口三十九間一尺三寸、奥行三十六間五尺四寸とあり。按ずるに、寺西氏此の地に邸を賜はりたるは、何れの頃ならん、未だ年曆等詳ならず。元祿六年土帳に、津田玄蕃の邸地御大手口、寺西石見の邸地は津田玄蕃の隣地とありて、明治維新の際まで各此の地に數代居住せり。廢藩置縣の頃邸地を賣却す。今金澤營所の持地となし、歩兵七聯隊偕行社集會所を建築す。

○寺西宗與傳話

混見摘寫に云ふ。土方勘兵衛雄久は芳春院夫人の甥なり。寺西治右衛門は勘兵衛姉婿なり。皆同じく織田公に事へたり。或時安土の城中にて合戰の評定あり。時に治右衛門末座より意見を申す。信長大に怒つて、推參なる儀を申す、手撃に致し候半と叱らるゝに付き、同席の輩會釋して寺西を退かしむ。然るに信長怒り猶甚し。菅屋九右衛門に命じて、寺西が宅へ押寄せ是を討たしめんとなす。此の儀高德

公聞召して、治右衛門へ内通せられ、能州へ隠棲せしめらる。菅屋九右衛門は則ち寺西が宅へ臨めども、治右衛門は見えず。因つて其の趣を申しける處、信長聞召され、然らば治右衛門が妻を殺害せんとして、翌日殺害に極り、其の場へ則ち信長も出で給うて臨視せらるゝに、其の座に土方勘兵衛あり。あれは如何と尋給ふに付きて、治右衛門が妻は勘兵衛の姉にして、羽柴孫四郎なども従弟なるよしを申す。信長聞召し、是に於て殺害の事を止められたり。治右衛門は剃髮す、是宗與なりと、享保庚子臘月二十日の夜山本基厩話とあり。但し寺西氏家記を見るに、宗與は寺西氏の元祖にて、初め寺西次兵衛と稱し、佐久間右衛門の家老なりしが、大納言利家卿扶持し給ひけり。天正十二年九月能登國末森城を越中の領主佐々成政取巻きけるにより、利家卿後援として出軍せられし時、加州津幡にて前田右近・寺西宗與など、はや末森は落城致しけん、是にて御待請可然旨申上げるといへども、其異見御聞上げなく、其の時右近・宗與、はかせの上手居候。時取をも御見せ可然由申上云々と見ゆ。又金澤城西丸に村井豊後城代を勤め居住せし頃、利

家卿上方より下向被成、八月六日に豊後方へ被爲入、豊後手前にて御茶を指上。利家卿も御慰に御手前被爲成。此時徳山五兵衛・寺西宗與・篠原出羽など謹で御前に罷在と見ゆ。又利家卿の時横目役といふものなし。信長公の時被命といへども、頓て止められける。横目役は依怙過ぎて結句いらざる事を聞き、秘藏の者などもあしく思ふもの也と仰也。徳山五兵衛・齋藤刑部・寺西宗與・村井豊後など承り、感心致しけるよし、村井長明の陳善録に載せたり。關屋政春が古兵談に云ふ。利家卿の時毎夜御夜話とて、御話相手の人々夜詰に出でたり。十夜の内九夜は武者物語、一夜は鷹咄也。御相手は村井又兵衛(衛)・篠原出羽・寺西宗與・江守平左衛門其外誰彼、其時々罷出御咄を承り、又は申上る。長圍爐裏に燒火を仰付られ、何も火にあたりて御物語承りける。其人々の内寺西宗與は、毎夜罷出ると火箸を取り灰をせらる。利家卿は御奇麗すきに御座被成故、灰を見事に平均させて置給ふに、宗與來れば必ず火箸にて灰をせらるが故に、或時兒小將共に仰付られ、火箸を燒て置けと御意也。兒小將即燒置ける處、案の如く宗與罷出、火箸を取り、少